

静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議  
社会福祉施設等感染症対策推進部会設置要綱

(目的)

第1 社会福祉施設等で感染症が発生した場合においても、適正な感染対策に加え、利用者が安心して生活するための施設機能の維持継続が不可欠であり、その実現には、医療・介護の専門職の連携を強化し、地域における支援体制を整備する必要があることから、「静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議」に、社会福祉施設等感染症対策推進部会（以下「部会」という。）を設置し、県内の社会福祉施設等の感染防止対策の推進とその効果的な実施について検討する。

(組織及び委員)

第2 部会は、医療関係者、介護保険事業者、福祉関係者等をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を招集し、会を総括する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(所掌事務)

第3 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会福祉施設等における感染症対策に係る医療、介護、福祉の連携に関すること。
- (2) 社会福祉施設等における感染症対策の適正な実施に関すること。
- (3) 社会福祉施設等において感染症が発生した際の業務の維持継続に関すること。
- (4) 社会福祉施設等における感染症対策等に係る先進的な取組事例の収集及び施設等への情報発信に関すること。
- (5) その他社会福祉施設等における感染症対策関連事業の適正な実施に必要な事項に関すること。

(部会)

第4 会議は原則として公開とする。ただし、感染症が発生した社会福祉施設等や個人の情報を取り扱う場合には、非公開とすることができる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5 部会の庶務は、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課において処理する。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。